

議案第 35 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき市道路線を変更しようとするため、同条第 3 項において準用する第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

記

路線 番号	新旧別	路 線 名	起 点 ・ 終 点	重要な 経過地
38-292	新	大黒田新田道 15 号線	起点 大黒田字新田町 954 番地先	
	終点 大黒田字新田町 965 番 8 地先			
	旧		起点 大黒田字新田町 954 番地先	
	終点 大黒田字新田町 961 番 1 地先			
52-301	新	下村足太 3 号線	起点 下村町字足太 3 番 4 地先	
	終点 下村町字足太 16 番 2 地先			
	旧		起点 下村町字足太 3 番 4 地先	
	終点 下村町字足太 1 番 26 地先			